

## 第36回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日時：平成26年9月2日（火）16:00～17:30

会場：中央合同庁舎第4号館4階第4特別会議室

出席者：石原委員長、宮本委員長代理、伊藤委員、小幡委員、佐藤委員、根本委員、柳川委員、赤羽専門委員、浅野専門委員、石川専門委員、石田（直）専門委員、江口専門委員、河端専門委員、小島専門委員、財間専門委員、廻専門委員

内閣府：持永審議官、増田参事官、武井企画官、山田企画官、真弓参事官補佐

議事概要：

### 1. モニタリング・事業促進WGの検討結果について

○柳川座長より資料1に基づきモニタリング・事業促進WGの検討結果を説明。

### 2. モニタリングに関するガイドラインの改正等について

○事務局から資料2-1～2-3に基づいて説明。主要な意見は下記のとおり。

（B委員）モニタリング結果の公表について、ガイドラインでは公表により民間事業者等の権利を害する事項を除いて公表することが必要とされているが、情報公開法との関係でいうと、法的に積み重なっており、非公表とされるべき情報は限られることになる。

（I専門委員）このモニタリング基準はサービス購入型事業を対象としており、公共施設等運営権方式の事業は対象と想定されていないとの理解でよいか。

→御指摘のとおり。追記する。

（A委員）資料2-2のP22に「財務状況の把握について」の記載があるが、モニタリング基準ではどうか。

→このモニタリング基準には、財務状況の把握の記述はない。モニタリング基準は、今後実績が積み重なった段階で更なる充実等を検討してまいりたい。

⇒モニタリングに関するガイドラインの改正案については委員長と座長に一任

### 3. PFI事業実施プロセスに関するガイドラインの改正等について

○事務局から資料3-1～3-3に基づいて説明。主要な意見は下記のとおり。

（N専門委員）民間提案について、実際の数値等の記載がある民間提案例の内

容が公表されている事例はないのか。

→当室が現時点で把握している限りではそのような例は承知していない。

(P 専門委員) 民間提案の実績はこれまでに何件あるのか。

→当室が現時点で把握している限りでは11件。

(L 専門委員) 民間企業にとっては、提案内容のうち特にVFM等を発注者である管理者等がどのように活用するのかが関心事項。今後、内閣府でも情報収集していただきたい。

→情報収集に努めたい。

(C 委員) 地域プラットフォームやネットワーク形成の話がガイドライン改正案に盛り込まれているが、趣旨を明確にするため記載する場所を検討していただきたい。

→検討する。

(I 専門委員) 民間提案マニュアルで3年間の業務委託である我孫子市の事例が、「2(4) 実施方針の策定」の項目で最初の事例として掲載されていることで誤解を招かないか。

(E 委員) 業務委託であることは他の事例も共通している。我孫子市の事例は民間提案に対して採用された提案者に事業実施を一定期間委ねる最初の事例。

(R 専門委員) 我孫子市の事例は、提案者と随意契約できるとしており、民間企業にとってインセンティブとなり得る事例である。

→事例の内容について明確化する。

(J 専門委員) 民間提案を事業者に促すためには、公共施設等総合管理計画等により施設の情報を積極的に公開していくことが有益。

(A 委員) 損益計算書の観点からいえば、資料3-3のP22の1~4を、営業収益、営業費用等と修正していただきたい。

→御指摘のとおり修正する。

⇒PFI事業実施プロセスガイドライン改正案、PFI事業民間提案推進マニュアル(案)については委員長と座長に一任

#### 4. VFM・リスク分担WGの検討状況について

○根本座長から資料4-1に基づいて説明後、事務局から資料4-2に基づいて説明。主要な意見は下記のとおり。

(I 専門委員) 資料4-2に整理されたVFMの定義については、分かりやすくするための工夫が必要ではないか。

(宮本委員長代理) 資料4-2の文言で若干分かりにくい箇所があるので、座

長と相談して修正させていただきたい。

（P 専門委員）兵庫県の但馬空港の運営権方式事業は、資料 4-2 の P 14 のパターン 2 に該当するという理解でよいか。また第 3 セクターが運営権の売却先になるケースが報道されているが、資料 4-2 示されるどのパターンに該当するのか。また、このケースについて内閣府はどのように考えているか。

→資料 4-2 に示されたパターンは、一般化したものであり、このケースがどのパターンに該当するのか判断するのは困難。

また第 3 セクターが売却先になるか否かに関連して、V F M は必要性の議論を経た後の効率性の議論であることを前提とする旨、中間とりまとめ案に示されているところ。

⇒中間取りまとめを踏まえ、委員長から事務局に対しリスク分担に関するガイドラインの見直し作業等に着手するよう指示。

## 5. 報告事項

○事務局から報告資料 1-1 ~ 1-4 に基づいて説明。

以上

（速報のため事後修正の可能性があります）

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-6257-1654